

平成29年10月2日

河内長野市

内部公益通報に係る調査結果について

このことについて、平成29年5月23日付けの内部公益通報に係る調査をした結果等を以下のとおりお知らせします。

1 通報内容

(1) 事案①

盗まれたと思われるレジかご等が備品として用いられていること。

(2) 事案②

「職員の弁当代等にあてる公共的なお金や職員が集めた共同費」が紛失したこと。

(3) 事案③

自宅においてあった高級時計が救急隊の出動後になくなっているとの苦情をもみ消していること。

2 調査の結果

(1) 事案①について

本市消防施設を調査した結果、消防署本署にレジかご1個、北出張所にレジかご11個、南出張所にレジかご13個及び牛乳ケース1個が存在し、雑品が収納されていました。

レジかご等を持ち込んだ者やその経緯について、聞き取り等により調査を行ったものの、具体的な内容を確認することはできませんでした。

なお、本件公益通報を契機として、本市消防以外の本市施設についてもレジ

かごの有無の確認を行ったところ、4か所でレジかご合計5個及び番重8個を発見しました。これらのレジかごについても、持ち込んだ経緯等を確認することはできませんでした（ただし、番重については、所有者から譲り受けたものと思われます。）。

(2) 事案②について

平成10年から平成11年までの間に4回、職員が出捐した自己の食事代等に用いるべき現金（合計78,155円）が紛失した事案が発生しました。

係る事案が発生した当時、本市消防は職員への聞き取り調査を行ったものの、詳細を確認することはできなかつたことから、河内長野警察に被害届を提出するとともに、現金貴重品は施錠できるロッカーでの保管を徹底する等しました。（したがって、「公共的なお金」・「共同費」とは公金を意味するものではないと思われます。）

なお、紛失した現金については、当時の管理職等が私費で補てんする等してまいりました。

(3) 事案③について

平成27年5月7日に市民から、自宅にあった高級時計が救急隊の出動後になくなつてゐるとの相談を受けました。このため、相談者へ警察への相談を促すとともに、消防本部において救急隊に聞き取りを行ったものの、救急隊が窃盗行為を行ったとの事実を確認することができませんでした。

係る事案を踏まえ、当時の消防署長から職員に対し、市民から相談があり現場活動における行動に留意するように2度にわたつて示達しています。

したがって、苦情をもみ消した事実は存在しません。

3 発見されたレジかご等の対応及び再発防止について

発見されたレジかご等については、可能な限り当該店舗に連絡、謝罪をしたうえ、当該店舗の了解を得て、処分を行いました。

今後、無断で持ち帰つたとの疑いをかけられるような行為をすることのないよ

うに職員へ周知を図るとともに、管理職が職場管理の徹底を図り、再発防止を徹底してまいります。

4 処分等について

平成29年10月2日（本日）付けで口頭厳重注意を行いました。

問合せ先

河内長野市消防本部 消防総務課 0721-53-0066

（本市消防以外の本市施設のレジかごについて

総合政策部 人事課 0721-53-1111）